

玉掛け特別教育

20130307

◇法的根拠

*労働安全衛生法第 59 条

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

*労働安全規則第 36 条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
19 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

*クレーン等安全規則第 222 条

事業者は、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

- 2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。
- 一 クレーン、移動式クレーン及びデリック（以下この条において「クレーン等」という。）に関する知識
 - 二 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 - 三 クレーン等の玉掛けの方法
 - 四 関係法令
 - 五 クレーン等の玉掛け
 - 六 クレーン等の運転のための合図

*クレーン取扱い業務等特別教育規定第 5 条

クレーン則第二百二十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
クレーン、移動式クレーン及びデリック(以下「クレーン等」という。)に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	一時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 簡単な図形の重心及び物の安定 摩擦 重量 荷重	一時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安全作業方法を含む。) 合図の方法	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
クレーン等の玉掛け	材質又は形状の異なる二以上の物の重量目測玉掛用具の選定及び玉掛けの方法	三時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行なう合図の方法	一時間